

令和7年神審第28号

裁 決

モーターボートA養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官和田智生出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年7月28日20時31分

京都府舞鶴港第3区

2 船舶の要目

船種船名 モーターボートA

総トン数 7.9トン

登録長 11.12メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 330キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室、その上方にフライングブリッジを有する最大とう載人員が旅客11人及び船員1人のFRP製プレジャーモーターボートで、同ブリッジの右舷側に舵輪及び計器盤を組み込んだ一体型の操舵スタンドを、同スタンドの左側にGPSプロッター及びレーダー各画面を表示するディスプレイを、同右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、a受審人が1人で乗り組み、旅客最大とう載人員を超える知人12人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、花火見物の目的で、船首0.80メートル船尾1.05メートルの喫水をもって、令和6年7月28日18時00分舞鶴港第3区所在のマリーナ（以下「マリーナ」という。）を発し、同区東部の海域に向かった。

a受審人は、18時10分目的の海域に到着し、錨泊して花火見物を行い、20時20分帰途に就いた。

ところで、マリーナ北東方沖合には、舞鶴港烏島北東方灯標（以下「烏島灯標」という。）から210度（真方位、以下同じ。）1,120メートル、217.5度1,290メートル、218度1,420メートル、223.5度1,370メートル、223度1,240メートル、216度1,030メートルの各地点を順次結ぶ線で囲まれた範囲に、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの期間、京都府知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号京区第14号と称する漁場区域（以下「14号区域」という。）が設定され、二枚貝垂下式養殖施設（以下「養殖施設」という。）が敷設されていた。

また、a受審人は、舞鶴港内を航行した経験を有していたことから、14号区域内に養殖施設が敷設されていることを承知しており、Aの

GPSプロッターには同区域が表示されていた。

a 受審人は、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、フライングブリッジの舵輪後方の操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、20時29分少し前烏島灯標から161度670メートルの地点で、針路を271度に定め、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、蛇島南方沖合に至り、左舷前方にマリーナの投光器の明かりを視認し、20時30分半少し前烏島灯標から219度800メートルの地点に達したとき、マリーナに向かうこととし、左回頭を開始した。

左回頭を開始したとき、a 受審人は、14号区域まで310メートルとなり、その後同区域に向かって接近する状況であったが、舞鶴港内を幾度も航行したことがあり、灯台や灯浮標の灯火等を見れば向かう方向が分かるので、目視で無難に航行できるものと思い、GPSプロッターで同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、14号区域に向かって続航し、20時31分烏島灯標から217.5度1,110メートルの地点において、Aは、船首が203度を向いたとき、原速力で、同区域に敷設された養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、船底外板等に擦過傷を、養殖施設は筏に破損等をそれぞれ生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件養殖施設損傷は、夜間、舞鶴港第3区において、マリーナに向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、14号区域に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、舞鶴港第3区において、マリーナに向けて帰航する場合、14号区域に向かって接近することのないよう、GPSプロッターで同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、舞鶴港内を幾度も航行したことがあり、灯台や灯浮標の灯火等を見れば向かう方向が分かるので、目視で無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、14号区域に向かって接近する状況に気付かないまま進行し、同区域に進入して養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及び同施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月25日

神戸地方海難審判所

審判官 阪本 義治